

地球温暖化・災害に強い県づくり対策
特別委員会

会議記録（第6号）

令和6年12月16日

福島県議会

1 日時

令和6年12月16日（月曜）

午後 0時59分 開会

午後 1時49分 閉会

2 場所

第一特別委員会室

3 会議に付した事件

- (1) 地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）について
- (2) 災害に強い県づくりについて
- (3) 上記(1)及び(2)に関連する事項

4 出席委員

委員長	佐藤政隆	副委員長	椎根健雄
副委員長	鈴木優樹	委員	渡辺義信
委員	今井久敏	委員	佐藤義憲
委員	大橋沙織	委員	山口洋太
委員	山田真太郎	委員	猪俣明伸
委員	石井信夫	委員	金澤拓哉

5 欠席委員

委員 古市三久

6 議事の経過概要

（午後 0時59分 開会）

佐藤政隆委員長

開会に先立ち、古市委員より欠席の申出があったので、報告する。

出席委員が定足数に達しているので、ただいまから地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の選任について諮る。

会議録署名委員は、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、佐藤義憲委員、今井久敏委員を指名する。

次に、本日の会議運営について諮る。

本日は、まず初めに、付議事件1、付議事件2についての中間意見の審議を行った後、福島県防災基本条例(素案)について執行部の説明を求め、これらに対する質疑を行いたい。

次に、次回委員会の開催について諮り、最後に継続調査の申出について諮るという順序を進めたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように進める。

なお、本日の会議には、オブザーバーとして関係部局の職員が出席しているので、了承願う。

それでは、本日の議事に入る。

初めに、中間意見の審議についてである。

去る10月1日開催の第5回委員会において、付議事件に関して中間意見の取りまとめを行うため、各委員から意見をもらうこととした。

各委員から提出された意見及びこれまでの委員会の中で出た意見は、資料1のとおりである。

寄せられた意見の概要について、書記に説明させる。

事務局書記

(別紙 資料1「地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会調査事項に対する意見」により説明)

佐藤政隆委員長

それでは、これらの意見についての補足などを含め、特に重要な意見などにつ

いて委員からの発言を求める。

意見はあるか。

山口洋太委員

県の再生可能エネルギー推進ビジョン等が計画どおりに進まなくなった場合の対応を考えておく必要があると思う。先達山のメガソーラーの件については福島市のホームページに詳細な経緯が記載されているが、環境アセスメントや県森林審議会等を経て林地開発許可がなされたものの、実際に工事が始まると、環境アセスメントの際の景観予測と乖離した大規模な森林伐採や山肌の露出があり、市民からの反対が大きくなったと理解している。また、本年6月にはその事業が原因で土砂災害が発生し、市は事業者に対して事業縮小や再発防止策を要請している。

また、風力発電についても、騒音、野鳥衝突、環境破壊、土砂災害、シャドーフリッカーなどが原因で2017年の7月までに76件の環境紛争があり、そのうち36件が事業中止・凍結となっている。紛争が発生した際に運行開始されるケースと事業中止に至るケースの違い等を調べた論文があるが、住民の声を聞いて事業計画を変更したり縮小した場合は運行開始されるケースが多く、説明会の開催のみの場合などは事業中止に至るケースが多いとのことである。

つまり私が言いたいのは、太陽光発電や風力発電に対する住民からの反対や、それに伴う事業縮小を想定し、縮小した分のエネルギーをどのように補填するかを考えておく必要があるのではないかということである。水素の利用拡大についても再生可能エネルギーの導入がうまくいくことが前提であり、再生可能エネルギー自体が縮小してしまえば水素社会の実現も難しいと思うため、再生可能エネルギーの導入が事業縮小した場合の代替案を検討する必要があると考える。

大橋沙織委員

第3回委員会における太陽光パネルのリサイクルに係る意見が記載されているが、同感である。県においても現在、ペロブスカイト太陽電池の試行的な導入を行っており、全国的にも水素も含めた様々な形の再エネが探求されている。現時点では太陽光パネルの廃棄の問題があるが、再エネをどんどん進めるにつれ新たな課題も出てくると思うので、県としてもそれらの課題にしっかり対応していく必要があると思う。

佐藤政隆委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

ほかになれば、意見交換を終了する。

貴重な意見をもらい、感謝する。

ただいまの意見を踏まえ、寄せられた意見やこれまでの審議及び県内外調査の知見等を基に正副委員長の手元で中間意見を取りまとめておき、調査終結時の報告書に活かしていきたい。

執行部の準備のため、暫時休憩する。

(午後 1時 9分 休憩)

(午後 1時10分 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

それでは、福島県防災基本条例(素案)について執行部の説明を求める。

説明の後に質疑を行うこととするので了承願う。

直ちに、災害対策課長の説明を求める。

災害対策課長

(別紙「福島県防災基本条例の制定概要(案)」及び「福島県防災基本条例(素案)」により説明)

佐藤政隆委員長

質疑に入る。

なお、質疑については、ただいま説明のあった事項及び説明資料に記載のある事項の範囲内で願う。

質問はあるか。

大橋沙織委員

現在パブリックコメントを実施中とのことだが、応募件数を聞く。

災害対策課長

現時点で1件である。

大橋沙織委員

意見の概要を聞く。

災害対策課長

要約して述べると、「条例としてよくまとまっている。関係機関各位にはお疲れさまと言いたい。素案の眼目はただ一つ、14 ページ 23 行にある「五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報収集、共有及び発信の体制を整備すること。」である。県が県民に対して、あらゆる手段によりリアルタイムでスピーディーかつ正確な情報発信をしてくれれば、よい防災になる。」との意見である。

大橋沙織委員

災害ケースマネジメントについても盛り込まれており、それを求めてきた立場としては前進であると感じている。市町村が災害ケースマネジメントに取り組み、県はそれを支援するとの内容となっているが、実際に市町村が災害ケースマネジメントにしっかり取り組めるのかとの不安がある。被災者の生活再建のためには災害ケースマネジメントの取組は必須だと思うが、県は市町村をどのように支援していくのか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、なかなか災害ケースマネジメントは進んでいない状況だが、発災時だけではなく、その後の被災者の生活再建支援を迅速に行うためにも非常に重要な取組であると認識している。そのため、市町村のみに任せるのではなく県も主体的に取り組んでいきたいと考えており、現在、伴走型支援として、市町村に赴いて状況の把握に努めているところである。併せて、災害ケースマネジメントを行うに当たっての大きな枠組みを構築したいと考えており、保健部門、福祉部門、弁護士やファイナンシャルプランナーなど、被災者の生活再建支援に関わる様々な関係者に声かけをし、どのような体制を取ればよいか、また、体制を整備した上で市町村がどのように災害ケースマネジメントを行えばよいかを検討している。今年度内には体制整備と市町村向けの手引作成を行い、災害ケースマネジメントの推進を図っていきたい。

大橋沙織委員

市町村が着実に実施できるよう引き続きよろしく願う。我々も力添えできるところは頑張っていきたい。

次に、災害関連死についてである。資料にも記載されているとおり、本県では東日本大震災の関連死数が直接死数を上回っており、災害関連死を出さないとの考え方は非常に重要だと思う。能登半島地震や熊本地震を見ても、避難の長期化や避難環境の悪さにより、特に高齢者が亡くなるケースが多く、やはり避難所の環境改善が必要である。最近では民間の技術開発が進み、自宅と変わらないような入浴設備や温かい食事の提供が可能となっており、そのような民間との連携も必要かと思う。災害関連死を出さないとの観点から、避難所の環境改善も引き続きの課題であると思うが、その辺りについての考えを聞く。

災害対策課長

災害関連死については、被災者それぞれの状況や環境によって引き起こされるとの論文や報告書があり、我々もそのような認識の下、避難所の環境整備に取り組んでいる。その一環として今月には、郡山市のビッグパレットふくしまのトイレ設備を充実させるため、上下水が断水した際にも利用できる自立型の水洗トイレを市町村に先んじて導入した。国においても避難所の環境整備を図っていくとの動きがあるため、今後も国の動向を注視するとともに、本県独自の視点も持って取り組んでいきたい。

金澤拓哉委員

この条例は基本理念を定めるものであるため、実効性をいかに高めていくかが重要だと思うが、今後どのように取り組んでいくのか。

災害対策課長

現在、地区防災計画の策定支援に取り組んでいるが、我々も実際に地域住民が住んでいる地区に赴き、どこに危険箇所があるか等を住民と一緒に確認し、それを踏まえてどう対策すべきかを議論しながら、住民の理解の下で計画を策定できるよう支援している。市町村のみに任せるのではなく、我々もできる限り市町村に赴き、県民一人一人の生命を守るべく取り組んでいる。こうした取組を通じて、条例の実効性を高めていきたい。

金澤拓哉委員

実効性を高めていくことは非常に重要である反面、大変だと思う。私も今年の3月まで消防団で活動していたが、例えば第52条に規定している「地域住民に対する防災知識の普及啓発」にしても、果たして私自身が適切に行えるかどうかを考えると、実態と目指すべきところに乖離があると感じる。だからこそ理念が重要であるため、何のための理念なのかを県民一人一人が共有できるよう取り組んでほしい。要望である。

今井久敏委員

災害と災害との間、いわゆる「災間」にある基本条例との考え方を前面に出してほしい。いつどうなるか分からない世の中であり、災害と災害との間に何が必要なのか、何ができるのかとの考え方で進む必要が必ずあると思うため、よろしく願う。

また、例えば第58条第1項第2号は市町村が避難所運営マニュアルを作成すべきとの内容であり、それは当然理解できるが、先ほどから話があるとおり、トイレ、キッチン、ベッド、エアコンなど避難所の環境改善もしっかりと進めなければならない。理念条例といえども、環境改善に努めるとの規定は必要と思うが、考えを聞く。

災害対策課長

まず1点目の災害と災害との間の取組についてである。現在、国においても事前防災ということで新たな取組を示しているが、我々としても発災時だけではなく発災前の取組も重要だと考えている。

それならばどのように取り組んでいくのかとのことで2点目の質問と関連するが、避難所については国の考えも踏まえながら、段ボールベッド、パーテーション、温かい食事、トイレなど具体的な環境整備についても今後検討していきたい。

今井久敏委員

国も含め、防災に対する考え方は日々刻々とアップデートされているため、それらをしっかりと取り入れていける条例にしてほしい。

私は地域で町内会長を25年、連合町会長を23年務めており、最近では防災士の資格を取得した。地域で住民と関われば関わるほど、皆がばらばらで、「地域コミュニティ」や「防災関係者」などと一くくりにはできない状況にあり、共助の前提が崩れつつあると感じている。このような状況を見据えた考え方を持たな

いと、条例が絵に描いた餅となってしまうのではないかとの不安があるが、考えを聞く。

災害対策課長

福島県地域防災計画等で防災関係機関の取組を細かく規定しているが、一方でこれまでの災害経験を踏まえると、県民の生命を守るためには周辺の支える力が必要と考えている。そのための取組はなかなか一朝一夕にできるものではないが、防災に関心を持つ県民をできる限り増やし、それぞれの努力で地域の防災力を高め、被災しても命を失うことなく災害を通り抜けることが重要だと思う。

そのような視点から、大規模な防災訓練だけではなく、それぞれの地区に赴き、意識の啓発から始め、地域防災力を高めていきたい。県だけではなく、基礎自治体とも手を携えながら、地域防災力の向上に向けた今後の事業構築を検討していきたい。

佐藤政隆委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

ほかになれば、質疑を終了する。

執行部には、ここで退席願う。

(執行部退席)

佐藤政隆委員長

次に、次回委員会の開催について諮る。

次回委員会は、調査計画に基づき、2月定例会の議事日程により、中間意見を踏まえた今後の委員会調査について協議を行う予定である。

詳細については、書記に説明させる。

事務局書記

(別紙 資料2「第8回委員会の開催について(案)」により説明)

佐藤政隆委員長

ただいまの説明に対し、質問はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、異議ないと認め、そのように決定する。

次に、継続調査について諮る。

本委員会の調査は、今後とも相当の期間を要するため、会議規則第75条の規定に基づき、継続調査申出書を提出したいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、この場合、委員長の中間報告を求められるが、その案文については正副委員長に一任願いたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように取り運ぶ。

以上で、本日の地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会を閉会する。

(午後 1時49分 閉会)